

労務 ROAD

令和6年4月1日から

建設事業にも時間外労働の上限規制が適用されます

時間外労働・休日労働をさせるためには、36協定の締結・所轄の労働基準監督署への届出が必要です。

【労働時間・休日に関する原則】

法律で定められた労働時間の限度
1日8時間 及び **1週40時間**

法律で定められた休日
毎週少なくとも1回

これを超えるには、
36協定の締結・届出が必要です

時間外労働の上限は、罰則付きで法律に規定されています。
(時間外労働の上限規制/適用が猶予・除外となっている事業・業務もあります。)

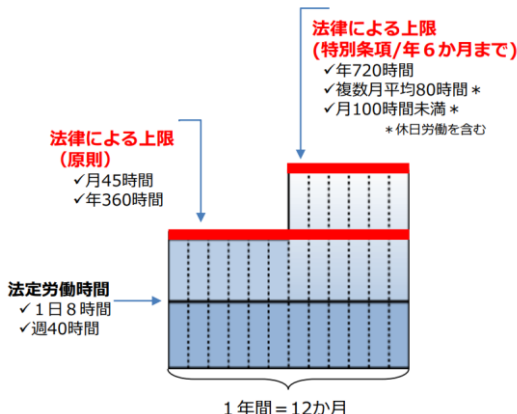
- 時間外労働の上限(原則) : **月45時間・年360時間**
- 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、以下を守らなければなりません。
 - ・1年間の時間外労働は **720時間以内**
 - ・1か月の時間外労働と休日労働の合計は **100時間未満**
 - ・時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が**全て1か月当たり80時間以内**
 - ・時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6か月**が限度

建設事業にも時間外労働の上限規制が適用されます。 (36協定の始期が令和6年4月1日以降のものが対象)

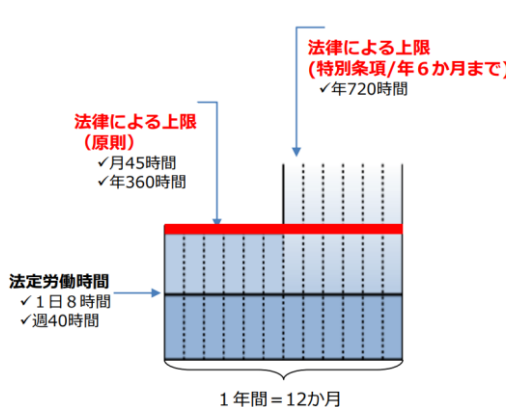
- 現在、建設事業については、36協定で定める時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、**令和6年4月1日以降、上限規制が適用されます。**
- 建設事業における**例外規定**として、**災害の復旧・復興に係る建設事業**に関しては、時間外労働と休日労働の合計について
 - 月100時間未満
 - 2~6か月平均80時間以内
 } この2つの規制は、**令和6年4月1日以降も適用されません。**

建設事業に関する令和6年4月1日以降の時間外労働の上限規制のイメージ

○一般の建設事業(一般則を適用)



○災害の復旧・復興に係る建設事業



【厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署より】

ご不明な点がございましたら、弊所担当までお気軽にお問い合わせ下さい。

VOL.835
(2301-3)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
H P: <https://k-s-j.net/>
編集: 平原・姚・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで!

昨年10月に入社いたしました山下です。
社労士業務未経験で、はじめは毎日緊張しながら入社していましたが、優しい先輩達に丁寧に仕事を教えていただいたり、事務所周辺の美味しいランチを教えていただいたりと、徐々に事務所の雰囲気に慣れてきたところです。
職場の雰囲気ってとても大切ですね!!みなさんの職場の雰囲気はいかがでしょうか? (山下)

1月労務スケジュール

- ・年末調整還付
(1月還付の場合)
- ・賞与支払届の届出